

米国による追加関税措置への対策を求める意見書

米国政府は、自国産業の保護を目的として、世界貿易機関（WTO）ルールに抵触する疑義がある追加関税措置（以下「追加関税措置」という。）を段階的に講じており、日本を含む多くの国の産業や貿易活動に多大な影響を及ぼしている。

令和7年4月に一般財団法人静岡経済研究所が県内製造業者に対して実施したアンケート調査によると、「追加関税措置によりマイナスの影響がある」と回答した事業者が過半数を超えており、業界内における不安も高まっている。

また、本県は「ものづくり県」として全国屈指の製造業集積地であり、中でも自動車や自動二輪車等の輸送用機械は製造品出荷額等の約25%を占めているが、これらの産業は米国市場への輸出依存度が高いことから、追加関税措置による今後の更なる業績悪化が懸念されている。

特に、中小企業においては価格競争力の低下や取引先の変更、物流の混乱等が生じ、地域経済の安定と成長が妨げられるおそれがある。

よって国においては、米国による追加関税措置対策として、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 米国政府に対しWTOルールを尊重した建設的な交渉を行い、追加関税措置の撤廃又は軽減を強く求めること。
- 2 企業に対して追加関税措置による影響の実態調査を実施し、金融支援、販路開拓支援、税制上の配慮等の適切な措置を早急に講じること。
- 3 地域を支える中小企業の経営維持や地域経済の持続的な発展のため、外需依存から内需志向への転換や新興市場の開拓支援を強化すること。
- 4 追加関税措置の動向を的確に把握し、関連情報を速やかに地方自治体及び関連企業に提供する体制を構築すること。
- 5 追加関税措置の対策に取り組む地方自治体を支援する交付金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月7日

静岡県議会議長 竹内 良訓

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

あて